

令和6年度ウェルフェアイノベーション推進業務委託企画提案実施要領

I はじめに

市内企業等を対象とした福祉産業への参入促進、市外企業の市内立地促進等を図り、ウェルフェアイノベーションを推進する。具体的には以下の通り一貫した支援を行う。

【製品開発・改良支援】

- ・「Kawasaki Welfare Technology Lab」(ウェルテック)における福祉製品等開発支援
- ・イベント等の企画を通じた、福祉関係者との連携や企業間マッチング

【製品普及支援】

- ・かわさき基準(K I S)に基づく製品の認証、認証製品の販路拡大
なお、市制100周年の取組と相乗効果を図り、より幅広い層への周知・認知度向上を目指し、市内産業振興へつなげる。

II 事業要件

1 業務内容

別紙仕様書のとおり

2 業務の前提

各事業者の企画提案による業務内容等を評価した上で事業者を選定し、選定された事業者が提案した業務内容をもとに本市と調整を行い、事業を実施します。その他詳細については、本市と事業者で協議の上決定します。

3 参考価格

21,100,000円(消費税及び地方消費税含む)

III 企画提案に関する事項

1 企画提案に求める内容

別紙仕様書に基づき作成する企画提案書には、次の事項を盛り込んでください。

- (1) 当該事業に対する貴社の考え方や知見、セールスポイント、目標成果、業務に対する基本姿勢
- (2) 事業目的の一つである、新たな福祉製品開発に向けた参入促進(市内立地等)につながる、企業・関係団体等とのネットワークがあれば、その内容と企業掘り起こしに向けた活用方法
- (3) 本委託と関連する他の事業(下記「3 参考資料(2)」参照)も含めた、当該事業を実施するにあたり効果的な年間スケジュール(委託年度以降の展望も含め)
- (4) 仕様書「3 委託業務の詳細(1)」の実施において、(2)～(10)委託業務の詳細の内容に沿った、市内企業等を対象とした製品等開発・改良支援、販路拡大支援等に向けた伴走支援を行うことができる専門家の案
- (5) 仕様書「3 委託業務の詳細(2)」の実施において、福祉分野に参入可能性のある企業や福祉製品等の開発に取り組む企業等を対象に、新たな製品等の創出に繋がる効果的な企画案
- (6) 仕様書「3 委託業務の詳細(3)」の実施において、幅広い企業の参画を促すための広報案、審査補助にあたって意見聴取を行う外部専門家の候補等
- (7) 仕様書「3 委託業務の詳細(3)」の実施において、採択企業の製品開発を効果的に支援するとともに幅広い主体の参画を促すための中間発表の企画案や実施成果に対する広報支援の企画案
- (8) 仕様書「3 委託業務の詳細(4)」の実施において、ウェルフェアイノベーションの取組やウェルテックの取組を広く周知し、今後の市内企業の福祉分野への参入に繋げるための企画案(企業、福祉関係者、その他幅広い層が関心を持つ内容)
- (9) 仕様書「3 委託業務の詳細(5)ク」の実施において、ウェルフェアイノベーションフォーラ

ムと同時開催を想定し、両イベントの相乗効果が見込まれる企画案

- (10) 仕様書「3 委託業務の詳細(6)イ」の実施において、KIS 認証福祉製品の理解や導入促進に繋がる動画の構成イメージ等、動画作成企画の提案
- (11) 仕様書「3 委託業務の詳細(7)」の実施において、「かわさき基準(KIS)」の広報動画や「川崎ウェルテック」の広報動画等を活用した、認知度向上に向けたSNS広報等の具体的な広報の手法とKPI
- (12) 仕様書「3 委託業務の詳細(8)・(9)」の実施において、市内外の福祉関係者・団体や幅広い層の参加に繋がり、KIS 認証福祉製品が幅広く認知され、福祉製品等の介護現場等への導入が促進されるような企画案と効果的な広報案
- (13) 仕様書「3 委託業務の詳細(10)」の実施において、ネットワーク組織メンバーへの参画促進に向けた効果的な手法、またネットワーク組織間の交流を創出するための効果的な企画案
- (14) その他、本業務の目的の達成のために、仕様書の記載内容に関わらず、より効果が見込まれる実施内容があれば提案してください。

2 参加者の資格要件

次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 法人格を有している者
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他」、種目「その他」で掲載されている者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (9) 過去5年間に本市その他官公庁において類似する契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者。

3 参考資料

企画提案の作成の際に、必要に応じて活用してください。

- (1) 川崎市関連情報掲載ホームページ
 - ウェルフェアイノベーションとは
<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/79-31-2-0-0-0-0-0-0.html>
 - かわさき基準(KIS)認証制度とは
<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/79-31-3-0-0-0-0-0-0.html>
 - ウェルテックとは
<https://www.kawasaki-weltech.com/>
- (2) 本委託業務以外の事業について(令和6年度4月以降公募予定)
 - 公募型福祉製品等開発委託事業(参考:令和5年度公募ページ)
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000151065.html>
 - 川崎市福祉製品導入促進補助金(参考:令和5年度公募ページ)

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000150252.html>

- 川崎市福祉製品等開発支援補助金（参考：令和5年度公募ページ）

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000151059.html>

IV 企画提案の流れ

1 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| (1) 仕様書・実施要領の公表 | 2月19日（月） |
| (2) 仕様書・実施要領の配布・参加意向申出書の受付 | 2月19日（月）～3月8日（金） |
| (3) 参加資格要件の確認通知 | 3月11日（月）（予定） |
| (4) 質問書の受付期間 | 2月19日（月）～3月8日（金） |
| (5) 質問書に対する回答 | 3月11日（月）（予定） |
| (6) 企画提案書の受付期間 | 3月12日（火）～3月19日（火） |
| (7) 企画提案審査会の実施 | 3月22日（金）午後（予定） |
| (8) 審査結果の通知発送 | 3月26日（火） |
| (9) 契約 | 4月 1日（月） |

2 参加意向申出書の提出

電子メールにより提出してください。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（別添様式1）
- イ 過去5年間の類似業務の実績（5件以内）（任意様式）

(2) 提出先

川崎市経済労働局イノベーション推進部成長産業担当
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
電子メール：28innova@city.kawasaki.jp

(3) 提出期間

令和6年2月19日（月）から3月8日（金）まで ※3月8日（金）17時必着

(4) 参加資格確認の結果通知

参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たす者であるかを確認し、その結果を3月11日（月）までに電子メールで通知いたします。なお、参加資格なしとの通知を受けた者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由に対する説明を求められます。

3 質問書の受付

企画提案に関する質問は、文書（任意様式）により行うものとし、電子メールにてお問い合わせください。

(1) 提出先

川崎市経済労働局イノベーション推進部成長産業担当
電子メール：28innova@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和6年2月19日（月）から3月8日（金）まで ※3月8日（金）17時必着

(3) 回答方法

質問者を含め、参加資格を有する全ての企画提案者に対して、令和6年3月11日（月）まで

に電子メールで回答いたします。

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加資格の確認を受けた事業者は、期日までに次のデータを電子メールで提出してください。
企画提案書の作成、提出に必要な経費は、各事業者の負担とします。

ア 企画提案書（任意様式）

提案内容について、20 ページ以内で作成してください。

イ 添付書類（任意様式）

(ア) 企業概要（パンフレット等企業概要がわかるもの）

(イ) 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）

(ウ) 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）

直近の業務実績を提示してください。

(エ) 所要経費・概算見積書

費目ごとに金額を示し、その積算根拠についても記載してください。

提案書類等における使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用してください。

ウ 提出データの取扱い

- ・ 提出期限後は、提出データの差し替え、変更又は追加は認めません。
- ・ 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(2) 提出方法

電子メールにより提出してください。

データ容量が大きく添付出来ない場合は、その旨をメールに記載のうえ、クラウド上にアップロードし、アクセス URL をメールに記載してください。

ア 提出先

川崎市経済労働局イノベーション推進部成長産業担当

28innova@city.kawasaki.jp

イ 提出期間

令和6年3月12日（火）から3月19日（火） ※3月19日（火）必着

5 選定方法

(1) 委託先の選定方法

企画書の内容や実績、提案会でのプレゼンテーションについて総合的な判断を行った上で採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

なお、プレゼンテーション審査は、新型コロナウイルス感染症の状況により、提出されたデータによる書面審査等に変更する場合があります。

(2) 審査体制

川崎市役所庁内に企画提案の選定委員会を設け、企画提案の審査を実施し、最も優れた提案を選定します。基準点は満点の6割以上とし、基準点を超えた業者を選定対象とします。また、提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定します。

- ① 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用する。
- ② ①で選定されない場合、各提案において1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用する。
- ③ ②で選定されない場合、見積もり金額が低い提案を採用する。

(3) 審査基準

1	企画提案の視点・内容	○事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか ○事業目的に沿った十分な成果が見込めるか
2	事業実施体制	○事業実施に必要な専門知識を有しているか ○業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
3	提案内容の工夫	○提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか ○提案者の実績を生かした提案がなされているか
4	取組意欲・積極性	○積極性があり、前向きな提案がなされているか
5	提案内容の実行可能性	○十分に実行が可能な方法となっているか
6	経済性・効率性	○企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか ○提案内容に無駄がないか

(4) 企画提案審査会の実施

ア 企画提案の事業者プレゼンテーション審査会を行います。

日時 令和6年3月22日（金）午後（予定）

場所 川崎市役所経済労働局会議室（川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階）（予定）

※ 時刻等、詳細事項については、各事業者へ別途連絡いたします。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分以内、質疑応答10分程度で提案を行っていただきます。（提案説明・質疑の時間は変更する場合があります。）。

ウ 企画提案審査会についての注意点

- ・インターネット環境はありません。
- ・プロジェクター、モニター等の機器は利用できますので、事前に御連絡ください。
- ・提案審査会の当日に資料等を追加することはできません。
- ・1社あたりの出席は2名以内としてください。
- ・原則、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、説明を行ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、提出された書類による書面審査等に変更する場合があります。

(5) 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

6 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者宛に通知します。（令和6年3月26日（火）通知予定）

なお、選定結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

7 企画提案参加の意思確認

- ・契約締結までは、企画提案を辞退することができます。
- ・辞退にあたっては、書面（任意様式）により、申し出てください。
- ・契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げて採

択するものとします。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 他の参加者の協力者となった場合。
- (4) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合。

9 その他

- (1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。
- (2) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (4) 企画提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (5) 業務の実施にあたっては、本事業の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において、厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- (6) 原則として、事業に要した経費は事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項については、本市と受注者で協議の上、定めることとします。

10 問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

川崎市経済労働局イノベーション推進部成長産業担当

電話：044-200-3226

E-mail：28innova@city.kawasaki.jp